

2月の各種相談

子どもの悩み相談
 日時 毎週月～金曜日 9:00～16:00
 場所 役場第2庁舎3階 ふれあいルーム(電話可)
 ☎079(437)4141

母子家庭相談(予約が必要)
 日時 2月9日(水)、23日(水) 10:00～16:00
 場所・申込み 福祉グループ

主任児童委員による子育て相談
 日時 2月28日(月) 13:30～16:00
 場所 福祉しあわせセンター

子育て相談(事前問合せ必要)
 両施設で来所相談を行っています。(祝日除く)

◎北部子育て支援センター
 日時 毎週月～土曜日 10:00～16:00
 電話相談・問合せ ☎078(944)0717

◎南部子育て支援センター
 日時 毎週月～土曜日 10:00～16:00
 電話相談・問合せ ☎079(437)4188

臨床心理士による子育て相談
 予約が必要です。

◎北部子育て支援センター
 日時 2月7日(月) 13:30～15:30
 申込み・問合せ ☎078(944)0717

◎南部子育て支援センター
 日時 2月14日(月) 13:30～15:30
 申込み・問合せ ☎079(437)4188

人権相談(常設相談)
 日時 毎週月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:15
 場所 法務局加古川支局 ☎079(424)3599

税務相談(予約が必要)
 日時 2月4日(金) 13:00～15:00
 場所 播磨町商工会館
 対象 商工業者
 申込み・問合せ 播磨町商工会 ☎079(435)1630

福祉相談
 日時 毎週水曜日(祝日除く) 13:30～16:00
 場所 福祉しあわせセンター

知的障がい者(児)相談
 日時 毎月第3土曜日 10:00～12:00
 場所 福祉会館

身体障がい者相談
 【相談員】(敬称略)
 政本 和子【古宮236番地の4】
 ☎・FAX 079(437)0037
 ※☎・FAXはNPO法人アエソンにかかります。
 宮宅 良【北本荘7丁目7番23号】
 ☎050(5000)9051
 加藤 和子【北本荘1丁目3番13号】
 ☎・FAX 079(437)6417

障がい福祉なんでも相談室
 場所 福祉しあわせセンター
 知的障害 毎週火曜日 10:00～12:00
 身体障害 毎週木曜日 10:00～12:00
 精神障害 毎週金曜日 10:00～12:00
 ※祝日を除きます。
 申込み 電話で予約が必要です
 ☎079(435)2361

行政相談
 日時 2月28日(月) 9:30～11:30
 場所 中央公民館

消費生活相談(暮らしについて電話相談可)
 日時 毎週月～金曜日(祝日除く) 9:00～16:00
 場所 住民グループ
 ※木曜日は消費生活相談員が対応します。
 電話相談・問合せ ☎079(435)1999

納税と相談
 日時 毎月第4日曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
 場所 税務グループ(中央公民館側通用口をご利用ください)

法律相談(予約が必要)
 日時 2月1日(火)、15日(火) 10:00～12:00
 2月14日(月)、28日(月) 18:00～20:00
 場所・申込み 中央公民館(窓口での申込順。電話予約不可)

心配ごと相談
 日時 毎週火曜日(祝日除く) 13:00～16:00
 場所 福祉しあわせセンター

困りごと相談(人権相談)
 日時 2月10日(木)、24日(木) 13:00～15:00
 場所 福祉しあわせセンター



こもりや じゅんこ 笠谷 順子さん (南大中)

阿閑の会 代表

PR 「良い言葉は良い心を育てる。悪い言葉は悪い心を育てる」良寛和尚の言葉より。いつもこのようにおりたいです。



「播磨町のこの人」にあなたも、思いを綴ってみませんか? 800字以内のお手紙と写真を1枚添えて、昼間に連絡のつく連絡先を記入の上、企画グループまで送ってください。

厚生労働大臣表彰を受賞して

阿閑の会では、栄養士による献立をもとにお弁当を調理し、地区のボランティアの方を通じて希望する高齢者世帯へ届ける活動をしています。

県内で初のひとり暮らしの高齢者のための給食サービスを始めたのは、昭和55年7月です。当初は21人30食でした。それが現在では毎週110人、月に4千食を超えています。

当時、町内の人口が急増し、小学校や中学校、体育館や福祉会館など町内の公共施設が次々と建設され、オープンしていきました。一方で、高齢者のひとり暮らし世帯が増えてお弁当をしてほしいという声を多く聞きました。

そこで、この給食サービスを最初は月1回から始めて、



一年半くらいは自費でまかしていました。その後は、社会福祉協議会が協力してくださることにになり、社会福祉協議会の事業として行っています。

希望する方が、次第に増えていき、回数も3年後には月2回、それから3年後には月3回に、平成4年には毎週実施するサービスとして現在にいたっています。毎月、約340個の給食を一人暮らしの方、高齢者のご夫婦世帯などに届けています。

私が始めたこの給食サービスについては、共感して加わってくれたさつた会員の皆さんには、とても感謝しています。調理担当、配達ドライバーさんなど、今では会員数は65人です。

ちょっと、おさんぽ

⑥望海公園

望海公園は、播磨町の東南端に位置し、その名の通り播磨灘を望む約4畝の面積があります。昭和57年6月に開園した町内で3番目に広い公園です。

園内には、少年野球なら優に2面は取れる広いグラウンドきたえの広場と、バーベキュー設備5卓を有するいいこの広場と、交通教育のコースが整備された学びの広場(交通公園)の3つの広場があります。

またこの公園は、災害時及び防災活動時の拠点として臨時のヘリポートにも指定されています。

2月には、園内に点在する30本余りの梅に紅白の花が咲き、ほのかな香りと共に春の訪れを告げます。園内には、この他きたえの広場を囲むように約300本の黒松の林があり散歩にも好適な海の見える公園です。

▼「ちょっと、おさんぽ」の問合せ
 (助)播磨町臨海管理センター ☎079(437)2008
 臨海管理センターは、町内の公園や緑地を管理しています。

「消費生活相談コーナー」からのお知らせ

悪質商法にご注意を! ~あなたは狙われています~

悪質な業者は、いろんな手段を使って消費者をだまそうとしています。よくある手口をご紹介します。

- 点検商法 突然「無料で点検する」といって訪問し、「工事が必要。今なら特別に安くする」と巧妙に勧誘し、不要で高額な工事契約をさせます
- 利殖商法 「簡単に儲かる」「あなただけ特別」と有利なことばかり話し、損をすることは一切説明せずに投資を誘います
- SF商法 会場に人を集め、日用品などを無料で配り得をした気分させて、興奮状態の中で最後に高額な商品売りつけます
- 送りつけ商法 注文もしないのに、突然一方的に商品を送りつけ、高額な代金を請求します

このような手口が見られたら、簡単に信用せず、よく考えて契約しましょう。もし契約してしまった場合でも、一定期間内であれば消費者が一方的に契約を解除できる制度があります。期間が過ぎても契約解除できる場合もあります。「おかしいな」「困ったな」と思ったら、すぐに相談してください。

消費生活相談コーナーでは、毎週木曜日、消費生活相談員が皆さんの相談に対応します。

相談員による相談受付時間
 毎週木曜日(年末年始、祝日除く)
 9:00～12:00、13:00～16:00

※消費生活相談員が出勤していない日も、町職員が相談に対応します。

▶お電話での相談 播磨町消費生活相談コーナー ☎079(435)1999

税理士記念日「税金でんわ相談室」(無料)
 2月22日(火)・23日(水) 10:00～16:00 近畿税理士会 加古川支部 ☎079(424)3685